

○ 競争入札参加停止等事務処理要領

〔平成 8 年 12 月 12 日〕
企業長決裁

平成 21 年 2 月 16 日 一部改正

令和 2 年 1 月 17 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別に定めがあるものを除き、石狩西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「参加資格者」という。）の参加停止（競争入札への参加を認めないことをいう。以下同じ。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(参加停止)

第 2 条 企業長は、参加資格者が別表 1 又は別表 2 の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該参加資格者について参加停止を行うものとする。

2 参加資格者が、北海道、札幌市、小樽市、石狩市若しくは当別町から入札参加資格の停止等の措置（指名停止その他これに準じるものを含む。）を受けている期間は、参加停止とするものとする。

3 前 2 項の場合において、当該参加停止に係る参加資格者が現に参加しているときは、参加を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する参加停止)

第 3 条 企業長は、第 2 条第 1 項の規定により参加停止を行う場合において、当該参加停止について責を負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加停止を併せ行うものとする。

2 企業長は、第 2 条第 1 項の規定により共同企業体について参加停止を行うときは、当該共同企業体の参加資格者である構成員（明らかに当該参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加停止を併せ行うものとする。

3 企業長は、第 2 条第 1 項又は前 2 項の規定による参加停止に係る参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加停止を行うものとする。

4 企業長は、参加停止の期間中の参加資格者に対し、第 4 条第 5 項の規定による参加停止の期間の変更を行うときは、前 3 項の規定により参加停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第 4 条第 5 項の規定により参加停止の期間の変更をした参加資格者の変更後の参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加停止の期間の変更を行うものとする。

5 企業長は、参加停止の期間中の参加資格者に対し、第 4 条第 7 項の規定による参加停止の解除を行うときは、第 1 項から第 3 項までの規定により参加停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第 4 条第 7 項の規定により参加停止の解除を行った参加資格者と併

せて参加停止の解除を行うものとする。

(参加停止の期間の特例)

第4条 参加資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の参加停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1項から第5項まで又は第6項から第10項（別表第2にあっては第9項）までの停止要件に係る参加停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第5項まで又は第6項から第10項（別表第2にあっては第9項）までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第6項又は第7項から第8項までの停止要件に係る参加停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6項又は第7項から第8項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 企業長は、参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 企業長は、参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える参加停止の期間を定める必要があるときは、参加停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 企業長は、参加停止の期間中の参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で参加停止の期間を変更することができる。

6 企業長は、別表第7項又は第8項の停止要件に該当し、参加停止を行った参加資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の参加停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の参加停止の期間を控除した期間をもって、新たに参加停止を行うことができる。

7 企業長は、参加停止の期間中の参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該参加資格者について参加停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方等の制限)

第5条 参加資格者が第2条の規定又は別表第6項から第8項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に参加停止を受けた場合は、参加停止の期間中の当該参加資格者を当該契約の相手方としてはならない。

2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると企業長が認めるときも同様とする。

3 参加停止の期間中の参加資格者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ企業長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6条 参加停止の期間中の参加資格者が企業団との契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(参加停止等の通知)

第7条 企業長は、参加資格者に対し、第2条第1項及び第3条各項の規定により参加停止を行ったときは、競争入札参加停止書(様式1)により、第4条第5項の規定により参加停止期間の変更を行ったときは、競争入札参加停止期間変更通知書(様式2)、第4条第7項の規定により参加停止を解除したときは、競争入札参加停止解除通知書(様式3)により通知するものとする。

2 企業長は、前項の規定により参加停止等の通知をする場合において、当該参加停止の事由が企業団が発注している工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(参加停止に至らない事由に関する措置)

第8条 企業長は、参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情の申立て)

第9条 第7条第1項の規定に基づき行う参加停止に関する通知(第4条第7項の規定による参加停止の解除を除く。)又は第8条の規定に基づき行う書面による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)を受けた者は、企業長に対し、当該措置について、書面(次項及び第16条第2項において「申立書面」という。)により苦情の申立てができるものとする。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 第1項の苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 参加停止 当該参加停止の期間内(参加停止に関する通知を行った日の翌日から当該参加停止の終期までの期間が10日(石狩西部広域水道企業団の休日を定める条例(平成5年条例第4号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)を下回る場合にあっては、当該通知を行った日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。))
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)

4 前項第1号に規定する期間の末日が、休日に当たるときは、当該機関は、その翌日に満了するものとする。第12条第3項第1号に規定する期間についても、同様とする。

(苦情の申立ての却下)

第10条 企業長は、前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面により、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第11条 企業長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

3 第1項の規定による回答又は前条の規定による却下（以下「苦情の申立てに対する回答等」という。）を行う場合は、当該書面に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（再苦情の申立て）

第12条 苦情の申立てに対する回答等に不服がある者は、書面により、企業長に対して、再苦情の申立てができるものとする。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 再苦情申立者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 再苦情申立ての対象となる案件名

(3) 不服のある事項

(4) (3)の主張の根拠となる事項

3 第1項の再苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 参加停止 当該参加停止の期間内（苦情の申立てに対する回答等を行った日の翌日から当該参加停止の終期までの期間が10日（休日を除く。）を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

(2) 警告等 苦情の申立てに対する回答等の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

（再苦情の申立ての却下）

第13条 企業長は、前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面により、その申立てを却下することができるものとする。

（監査委員に対する審議依頼）

第14条 企業長は、再苦情の申立て（前条の規定により却下したものを除く。）があったときは、適正化法に基づく工事等の入札及び契約の適正化に関する取扱い（平成20年2月25日監査委員決裁）第8条第1項に基づき、監査委員に対し、速やかに審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第15条 企業長は、再苦情の申立てを行った者に対し、監査委員の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情の申立てが認められなかった場合にあっては、その旨の理由

(2) 再苦情の申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い企業長が講じようとしている措置の概要

（参加停止措置等の公表）

第16条 企業長は、第7条第1項の規定に基づき参加停止に関する通知を行ったときは、別に定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

2 企業長は、苦情の申立てに対する回答を行ったときは、申立書面及び第10条又は第11条第1項の書面を、速やかに公表するものとする。

3 前項の規定は、第13条の規定による却下又は第15条第1項の規定による回答を行った場合について、これを準用する。

（その他）

第17条 この要領に定めがない事項又はこの要領により難い事項については、企業長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行日前の事由で、この要領の施行の日までにその措置が決定していない者については、この要領により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 17 日から施行する。